

平成十三年七月三十一日受領
答弁第一二〇号

内閣衆質一五一第一二〇号

平成十三年七月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員島聡君提出政府機密費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員島聡君提出政府機密費に関する質問に対する答弁書

一及び二について

現在、我が国の予算には「機密費」という予算科目はない。お尋ねの委員会審議等において用いられた「機密費」は、報償費を意味するものである。

報償費は、国が、国の事務又は事業を円滑かつ効果的に遂行するため、当面の任務と状況に応じその都度の判断で最も適当と認められる方法により機動的に使用するために設けられている経費であり、国会の審議を受け議決を経た予算に計上されるとともに、予算で定められた目的に沿って支出されているが、その具体的な用途等については、行政の円滑かつ効果的な遂行に重大な支障を生ずるおそれがあるため、公にしないこととしているところである。